

# 参考資料

- 1 市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等……………1
- 2 県・市町村立図書館施設一覧……………2
- 3 都道府県別図書館設置率……………3
- 4 子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ……………4
- 5 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)……………5
- 6 子どもの読書活動の推進に関する法律……………6
- 7 学校図書館法……………8
- 8 学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)……………12
- 9 和歌山県こどもの読書活動推進に係る協議会委員名簿……………14

# 1 市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等

市町村名	各市町村における「読書活動推進計画」 の制定・実施状況(令和5年3月現在) ※○:策定済 △:未改定		乳幼児とその保護者に対する読書活動支援 に関する調査(令和5年3月現在) ※○:実施 △:検討中		
	策定 状況	策定期期	読み聞かせの 実施	ブックリスト等 の配布	ブックスタート 等の実施
和歌山市	○	平成25年3月(計画策定) 令和3年3月(二次改定)	○	○	○
海南市	○	平成23年3月(計画策定) 平成28年8月(二次改定) 令和3年3月(三次改定)	○	○	
橋本市	○	平成21年3月(計画策定) 平成27年3月(二次改定) 令和3年3月(三次改定)	○	○	○
有田市	△	平成23年1月(計画策定) 平成29年3月(二次改定)	○	○	○
御坊市		(令和5年度中策定予定)	○	○	○
田辺市	△	平成17年3月(計画策定) 平成22年3月(二次改定)	○	○	○
新宮市	○	平成24年3月(計画策定) 平成30年4月(二次改定)	○	○	○
紀の川市	○	平成29年4月(計画策定) 令和5年4月(二次改定)	○	○	○
岩出市	○	平成20年3月(計画策定) 平成25年3月(二次改定) 平成30年3月(三次改定) 令和5年3月(四次改訂)	○	○	○
紀美野町	○	令和4年4月(紀美野町生涯学習振興計画内)	○		○
かつらぎ町	○	平成24年10月(計画策定) 平成30年7月(二次改定)	○	○	○
九度山町			○	○	○
高野町			△	△	△
湯浅町			○	○	○
広川町			○	○	○
有田川町	○	平成28年4月(計画策定) 令和4年4月(二次改定)	○		○
美浜町					
日高町			○		○
由良町	○	令和5年4月(計画策定)	○	○	○
印南町	○	平成17年4月(計画策定) 令和3年4月(第6次印南町長期総合計画内)	○	○	○
みなべ町			○		○
日高川町	○	平成30年4月(計画策定) 令和5年4月(二次改定)	○	○	○
白浜町	○	平成21年6月(計画策定)	○	○	○
上富田町	○	平成22年4月(計画策定) 平成27年4月(二次改定)	○	○	○
すさみ町	○	平成20年9月(計画策定) 平成29年4月(一部改定) 令和3年4月(一部改定)	○	○	○
那智勝浦町	△	平成24年4月(計画策定) 平成29年3月(二次改定)	○	○	○
太地町			○	○	○
古座川町			○		○
北山村			○		○
串本町	○	平成22年4月(計画策定) 平成27年4月(二次改定) 令和2年4月(三次改定)	○	○	○

## 2 県・市町村立図書館施設一覧

(令和5年4月1日現在)

番号	施設名	設置年	延床面積 (㎡)	閲覧 席数	蔵書冊数	貸出冊数	巡回図書 の有無	障害者に対する配慮等 (EL:エレベーター)	職員数 (有資格者)
1	和歌山県立図書館	明治41年	10,984.00	110	849,553	315,817	×	WC、EL、車いす、車いす対応机、駐車場、玄関の誘導チャイム、点字ブロック、拡大表示、拡大読書器、自動書籍朗読システム、対面朗読室、拡大鏡、老眼鏡、リーディングトラッカー、大活字本、点字図書、録音図書等のバリアフリー資料、特別貸出(4週間)、郵送貸出、館内案内図(触地図)、玄関インターホン、自動ドア、玄関スロープ、DAISY図書録音再生機、コミュニケーションボード	38 (18)
2	和歌山県立紀南図書館	昭和26年	1,100.00	72	244,330	125,421	×	WC、EL、車いす、駐車場、玄関の誘導チャイム、点字ブロック、点字案内、拡大読書器、自動書籍朗読システム、拡大鏡、老眼鏡、リーディングトラッカー、大活字本、点字図書、録音図書等バリアフリー資料、特別貸出(4週間)、郵送貸出、DAISY図書録音再生機、コミュニケーションボード	11 (7)
県立合計			12,084.00	182	1,093,883	441,238			49 (25)
3	和歌山市民図書館	令和元年	7,597.16	525	512,300	696,060	○	WC、EL、車いす(5台)、点字ブロック、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、点字図書、特別貸出(4週間)、介助犬同伴可、歩行困難者優先駐車場(最大8台)、筆談具	65 (22)
	和歌山市民図書館 西分館	平成29年	459.52	68	72,800	377,148	×	WC、EL、車いす、点字ブロック、スロープ、老眼鏡、大活字本、特別貸出、郵送貸出、玄関インターホン	10 (5)
4	海南市民交流施設 (海南nobinos)	令和2年	7850.23	450	138,597	392,655	×	EL、駐車場、スロープ、自動ドア、点字ブロック、点字表示、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、点字図書、拡大読書器、貸出用ヒアリンググループ、筆談対応、長期貸出(30日間)	27 (12)
	海南市下津図書館	平成9年	727.16	85	101,304	62,593	×	駐車場、スロープ、自動ドア、老眼鏡、大活字本、点字図書、長期貸出(30日間)、拡大鏡、拡大読書器	6 (4)
5	橋本市図書館	昭和51年	1491.68	50	169,671	225,365	○	WC、EL、玄関スロープ、拡大鏡、大活字本、点字図書、LL本、点字案内板、筆談ボード	6 (4)
6	有田市図書館	平成元年	1059.09	161	103,814	128,241	×	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書、宅配サービス、音声・拡大読書器、老眼鏡、車椅子、オストメイト、書見台、スタンダーレベ、リーディングトラッカー	18 (7)
7	御坊市図書館	大正2年	589.00	45	81,018	87,906	×	WC、EL、駐車場、車いす、玄関スロープ、点字ブロック、老眼鏡、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書、本の宅配サービス	7 (3)
8	田辺市立図書館	明治33年	2004.29	192	338,722	330,007	○	拡大読書器、大型活字本、点字図書、録音図書、車いす、EL、点字ブロック、WC、駐車場	24 (10)
9	新宮市立図書館	昭和23年	1412.00	100	117,481	128,502	○	WC、EL、スロープ、優先駐車場、自動ドア、点字ブロック、バリアフリー床、点字案内、車いす対応カウンター、車いす、シルバーカート、コミュニケーションボード、老眼鏡、拡大鏡、拡大読書器、大活字本、点字資料、さわる絵本、LLブック、朗読CD	13 (5)
10	紀の川市立河北図書館	平成17年	873.00	50	103,926	119,198	○	WC、駐車場、車いす、スロープ、点字ブロック、自動ドア、バリアフリー床、大活字本、点字図書、オーディオブック	6 (3)
	紀の川市立河南図書館	平成28年	1076.40	90	85,532	113,423	○	WC、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、バリアフリー床、大活字本、点字図書、拡大鏡、拡大読書器、オーディオブック	6 (2)
11	岩出市立岩出図書館	平成18年	2848.38	167	341,923 (2館合計)	324,934 (2館合計)	×	WC、オストメイト、車いす、車いす対応机、駐車場、点字ブロック、自動ドア、点字案内、拡大読書器、拡大鏡、大活字本、点字図書、点字雑誌、布絵本、朗読CD、LLブック、電子図書館テキスト版サイト(電子書籍)、対面朗読、郵送貸出サービス、コミュニケーションボード、リーディングトラッカー、デイジー雑誌、プレクストーク、フラッシュライト、テルミー、老眼鏡、対面朗読室、玄関インターホン、バリアフリー床、訪問による利用者登録	5 (3)
	岩出市立駅前ライブラリー	平成9年	801.67	44			×	WC、EL、車いす対応机、スロープ、点字ブロック、点字案内、自動ドア、拡大鏡、大活字本、電子図書館テキスト版サイト、(電子書籍)、郵送貸出サービス、リーディングトラッカー、老眼鏡	1 (0)
12	かつらぎ町立図書館	平成6年	427.00	37	73,571	71,077	×	WC、EL、駐車場、スロープ、大活字本、点字図書	10 (2)
	かつらぎ町立図書館花園分館	平成17年	25.44	8	2,183	560	×		2 (0)
13	湯浅町立図書館	昭和29年	1185.00	68	53,283	45,206	×	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、音声朗読器、拡大読書器、バリアフリー床、大活字本	11 (4)
14	有田川町立金屋図書館	平成17年	533.76	24	130,802 (全館合計)	216,699 (全館合計)	○	WC、EL、駐車場	4 (1)
15	美浜町立図書館 (友学の森)	平成8年	544.30	17	46,849	17,062	×	WC、EL、スロープ、自動ドア、大活字本、出前図書(宅配)	4 (1)
16	みなべ町立図書館 (ゆめよみ館)	平成12年	1,198.15	50	100,633	47,400	×	WC、EL、点字ブロック、拡大鏡、大活字本、点字図書、カセットテープ、老眼鏡	6 (5)
	みなべ町立図書館 上南部分館	平成16年	122.00	20	26,949	5,826	×	大活字本	2 (1)
17	白浜町立図書館	昭和52年	291.00	32	51,361	46,189	×	大活字本、拡大読書器	7 (3)
18	上富田町立図書館	昭和55年	293.00	50	66,319	37,651	×	WC、玄関スロープ、自動ドア、拡大鏡	6 (2)
	上富田町立図書館市ノ瀬分館	令和3年	157.00	20	2,395	424	×		0 (0)
19	那智勝浦町立図書館	昭和54年	530.30	53	37,199	29,948	○		4 (1)
20	串本町立図書館	大正14年	860.00	31	62,376	30,403	○	大活字本、拡大読書器、CD文庫	6 (3)
市町村立合計			34,956.53	2,437	2,821,008	3,534,477			256 (103)
市町村立1館平均			1398.26	97.48	112,840	141,379			10.2 (4.1)

### 3 都道府県別図書館設置率

(令和4年4月1日現在)

順位	都道府県名	設置率	図書館数			
			計	県	市区	町村
1	富山県	100.0%	54	1	48	5
	石川県	100.0%	37	1	26	10
	福井県	100.0%	37	2	18	17
	滋賀県	100.0%	50	1	42	7
	鳥取県	100.0%	30	1	7	22
6	静岡県	97.1%	93	1	81	11
7	岡山県	96.3%	70	1	54	15
8	栃木県	96.0%	54	1	40	13
9	広島県	95.7%	81	1	70	10
10	兵庫県	95.1%	97	1	86	10
11	山口県	94.7%	54	1	45	8
12	埼玉県	93.7%	164	2	142	20
13	東京都	93.5%	388	2	376	10
14	長崎県	90.5%	39	2	27	10
15	島根県	89.5%	40	1	26	13
16	大分県	88.9%	32	1	29	2
17	大阪府	88.4%	146	2	139	5
18	福岡県	88.3%	114	1	85	28
19	神奈川県	87.9%	83	2	70	11
20	愛知県	87.0%	96	1	85	10
21	佐賀県	85.0%	31	1	22	8
22	茨城県	84.1%	62	1	55	6
23	岐阜県	81.0%	68	1	52	15
24	宮崎県	80.8%	34	1	19	14
25	愛媛県	80.0%	44	1	38	5
26	三重県	79.3%	48	1	36	11
27	徳島県	79.2%	29	1	16	12
28	岩手県	78.8%	47	1	33	13
29	京都府	76.9%	66	2	57	7
30	新潟県	76.7%	71	1	67	3
31	香川県	76.5%	29	1	22	6
32	千葉県	74.1%	145	3	137	5
	山梨県	74.1%	50	1	36	13
34	長野県	72.7%	115	1	76	38
35	秋田県	72.0%	51	2	44	5
36	高知県	70.6%	40	1	23	16
37	鹿児島県	69.8%	64	2	48	14
38	山形県	68.6%	39	1	26	12
39	群馬県	65.7%	56	1	44	11
40	奈良県	61.5%	31	1	18	12
41	宮城県	60.0%	41	1	30	10
	和歌山県	60.0%	26	2	13	11
43	北海道	59.2%	152	1	69	82
44	沖縄県	58.5%	36	1	22	13
45	福島県	57.6%	66	1	44	21
46	青森県	57.5%	33	1	18	14
47	熊本県	55.6%	54	1	39	14
	全国	77.4%	3,287	59	2,600	628

※『日本の図書館』2022より

## 4 子供の読書活動推進に関する有識者会議論点のまとめ

(令和4年12月 文部科学省)

「第4 I 4 発達段階に応じた取組」から

・生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

・読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば①～④のような傾向があるとの指摘がある。他方、子供の発達段階は多様であり、個々の子供の状況等を十分に勘案した上で、乳幼児期からの切れ目ない読書活動の推進を目指すことが重要である。

### ① 就学前の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

### ② 小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

### ③ 中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

### ④ 高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

## 5 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)

文部科学大臣表彰一覧(平成26年度から令和5年度)

	学校	公共図書館	団体・個人
平成26年度	和歌山市立貴志小学校 県立桐蔭高等学校 県立熊野高等学校	那智勝浦町立図書館	日置おはなし会(白浜町)
平成27年度	和歌山市立小倉小学校 広川町立津木中学校 県立串本古座高等学校	—	ゆうゆうおはなし会(田辺市)
平成28年度	和歌山市立四ヶ郷北小学校 橋本市立西部小学校 県立田辺高等学校	—	絵本の会「よむよむ」(那智勝浦町)
平成29年度	湯浅町立湯浅小学校 印南町立稲原小学校 県立きのかわ支援学校	海南下津図書館	ブックマーマ(太地町)
平成30年度	和歌山市立四ヶ郷小学校 岩出市立岩出小学校 県立紀北農芸高等学校	有田市図書館	かみふうせん(上富田町)
平成31年度	広川町立津木小学校 那智勝浦町立市野々小学校 県立きのくに青雲高等学校	白浜町立図書館	渡辺敏子(かつらぎ町)
令和2年度	和歌山市立太田小学校 日高川町立和佐小学校 県立粉河高等学校	紀の川市立河北図書館	—
令和3年度	和歌山市立宮小学校 岩出市立山崎北小学校 県立和歌山商業高等学校	かつらぎ町立図書館	子どもと本の紀南ネット(田辺市)
令和4年度	海南市立日方小学校 紀の川市立川原小学校 県立和歌山東高等学校	御坊市立図書館	—
令和5年度	和歌山市立砂山小学校 上富田町立市ノ瀬小学校 県立箕島高等学校	湯浅町立図書館	

## 6 子どもの読書活動の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 7 学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。 )において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。 )を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平二七法四六・一部改正)

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。 )、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。 )をもつて充てる。この場合にお

いて、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条繰下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(平一五法一一七・一部改正、平二六法九三・旧第七条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(平九法七六・一部改正)

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十四年六月三〇日法律第九八号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一一日法律第七六号)  
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則（平成二六年六月二七日法律第九三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 8 学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総則	<p>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】小学校 第1章.第3.(7) 中学校 第1章.第3.(7) 高等学校 第1章.第3款.1.(6)</p>		
国語科	<p>内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りが無いよう配慮して選定すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第2章.第1節.第3.2.(3)</p>	<p>内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにする。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 中学校 第2章.第1節.第3.2.(3) 高等学校 第2章.第1節.第3款.2.(4)</p>	
社会科	<p>学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第2章.第1節.第3.2.(3)</p>	<p>情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追求や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 中学校 第2章.第2節.第3.2.(2) 高等学校 第2章.第2節.第3款.2.(4) 第2章.第3節.第3款.2.(4)</p>	

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総合的な学習の時間	<p>学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】            小学校 第5章.第3.2.(7)            中学校 第4章.第3.2.(7)</p>		
特別活動	<p>学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】            第6章.第2.2.(3).ウ</p>	<p>現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】            第5章.第2.2.(3).ア</p>	<p>自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】            第5章.第2.2.(3).イ</p>

## 9 和歌山県こどもの読書活動推進計画に係る協議会委員名簿

(50音順)

	氏名	団体及び機関名・職名	分野
1	池田 八主雄	かつらぎ町教育委員会 教育長	市町村教育委員会
2	上原 一弥	和歌山県学校図書館協議会 副会長 和歌山市立東中学校 校長	中学校
3	梶川 華代	和歌山県PTA連合会 副会長	PTA(保護者)
4	柏木 美紀	和歌山県立紀北支援学校 校長	特別支援学校
5	杉本 和子	有田川町教育委員会社会教育課社会教育班 班長 有田川町地域交流センター(ALEC)司書	市町村立図書館
6	鈴木 晴久	高野山大学文学部教育課程センター 主任・教授	学識経験者
7	戸川 しをり	和歌山県立耐久高等学校 校長	高等学校
8	山口 仁美	上富田町立市ノ瀬小学校 校長	小学校
9	山本 育代	おはなしボランティアゆうゆう 代表	ボランティア

和歌山県こどもの読書活動推進計画(第五次)

2024年(令和6年)月

発行:和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-3720 FAX 073-441-3724